

# 日本兵捕虜（仮題）

聖戦と国民

2006.2.25 , 3.9 改訂

札幌たのしい授業・研究サークル用レポート

仮説実験授業研究会・北海道

丸山秀一



カウラ捕虜収容所

1941年12月8日、中国と長い間戦い続けてきた日本は、ドイツ、イタリアと同盟を結び、米国と英国に宣戦布告し、「大東亜戦争」として戦線を拡大し、連合国と戦いました。そして、1945年8月15日に敗戦を迎えるまで、戦争は多くの人々を犠牲にしてきました。

戦場では多くの兵士が死にましたが、捕虜になる兵士もありました。捕虜となった兵士は、捕虜交換などで自国へ帰れることもありましたが、多くの捕虜は終戦まで収容所で暮らしました。オーストラリアにあったカウラ捕虜収容所は、枢軸国側の捕虜を収容していた施設のひとつです。

### 【問題】

第二次世界大戦で、戦死（戦病死含む）したドイツ軍将兵（以下「ドイツ兵」とします）は350万人いました。では、ドイツと同じく敗戦した日本で、戦死した日本軍将兵（以下「日本兵」とします）は、どれぐらいいたと思いますか。

予想

- ア ドイツと同じぐらい
- イ ドイツの二倍以上
- ウ ドイツの半分以下

## 戦死者

戦争での日本兵の戦死者数は 170 万人で、ドイツ兵戦死者数のちょうど半分となっています。ドイツ兵死者のほとんどは、ソ連との戦いでのものです。第二次世界大戦で、100 万人以上の兵士が戦死した国は他に、ソ連が 1300 万人、中国が 350 万人です。やはり、独ソ戦のすさまじさがわかります。

では、つぎに捕虜の数を考えてみましょう。

### 【問題】

第二次世界大戦中、連合国軍に捕らえられたドイツ兵捕虜は、ドイツ降伏までに 1000 万人ほどいました。では、ドイツと同じ敗戦国の日本兵捕虜は、どれぐらいいたのでしょうか。日本の降伏までに、どれぐらいの日本兵捕虜が連合国軍に捕らえられたと思いますか。

### 予想

- ア ドイツの 2 倍ぐらい
- イ ドイツの半分ぐらい
- ウ そのほか

## 少ない捕虜

戦争中に連合軍に捕らえられた日本兵は4万人ほどと考えられています。(戦後のシベリア抑留は含まない)これは、ドイツ兵捕虜と比較して、とても少ない数(0.4%)です。

### 【問題】

日本兵の捕虜がこんなにも少ない理由は为什么呢。ある人は「日本兵は、法的に捕虜になるのを禁じられていたのではないか」と考えました。では、「捕虜になることを禁止した法令」があったのでしょうか。

### 予想

- ア 捕虜になることを禁ずる法令があった
- イ そのような法令はなかった



カウラ捕虜収容所

## 戦陣訓

敗戦後、東条英機が戦犯として逮捕されたとき、「日本の法律では、まだ抵抗可能な状態の者が捕虜になることは犯罪であり、最悪の場合は死刑を宣告される」と取り調べで述べていますが、そのような法令は一切存在しませんでした。陸軍法規では「敵前逃亡は死罪とする」とありますが、捕虜になることは、敵前逃亡とは違います。また陸軍罰則規定では「理由の如何を問わず、投降した部隊の指揮官は処罰」となっていますが、それも指揮官のみで一般兵に対する処罰の規定はありませんでした。ではなぜ東条はそのような発言をしたのでしょうか。

1941年1月、当時陸軍大臣だった東条英機は、天皇の許可を得て「戦場における将兵の心得」を「戦陣訓」として軍隊に公布しました。その中には、「生きて虜囚の辱めを受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」とあり、捕虜となることが厳しく否定されていました。しかし、これは法令ではありません。

### 【問題】

「捕虜となることを禁止」した条項は、「戦陣訓」においてどのような位置を占めていたのでしょうか。

### 予想

- ア 前文に書かれていた
- イ 本文の最初の条項として書かれていた
- ウ ただの一項に過ぎなかった
- エ 結論として書かれていた

## 「戦陣訓」の構造

「戦陣訓」の構造は以下のようなものでした。

序

本訓その1

- ・ 第1 皇国
- ・ 第2 皇軍
- ・ 第3 皇紀
- ・ 第4 団結
- ・ 第5 協同
- ・ 第6 攻撃精神
- ・ 第7 必勝の信念

本訓 その2

- ・ 第1 敬神
- ・ 第2 孝道
- ・ 第3 敬礼拳惜
- ・ 第4 戦友道
- ・ 第5 率先躬行
- ・ 第6 責任
- ・ 第7 生死観
- ・ 第8 名を惜しむ
- ・ 第9 質実剛健
- ・ 第10 清廉潔白

本訓 その3

- ・ 第1 戦陣の戒
- ・ 第2 戦陣の嗜

結

この中の「本訓その2」の「第8 名を惜しむ」に、「恥を知る者は強し。常に郷党家門の面目を思ひ、愈々（いよいよ）奮励して其の期待に答ふべし。生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」とあったのです。ですから「捕虜を禁ずる戒め」は、「戦陣訓のほんの一節として書かれているだけでした。

### 【問題】

東条が「戦陣訓」を公布したとき、東条と対立して予備役にされていた石原完爾陸軍中將は「軍人への戒めとして、すでに 軍人勅諭 があるのに、一介の役人である陸軍大臣が、それを補うなど、言語道断である」と批判しました。「軍人勅諭」とは、明治天皇が出した「軍人に対する戒め」のことです。

では、「軍人勅諭」には、「捕虜禁止」のことが書かれていたと思いますか。（「軍人勅諭」は法令ではありません）

予想

- ア 中心的テーマとして書かれていた
- イ ひとつの項目として書かれていた
- ウ 書かれていなかった

## 軍人勅諭

勅諭とは、「天皇の臣民に対する意思表示」のうち「訓示的なもの」のことです。そして、「軍人勅諭」とは、1882年に出された「陸海軍人に賜はりたる勅諭」のことです。明治維新後、政府は徴兵制を始めて、「身分に寄らない国軍」を形成し、西南戦争にも勝利しました。しかし、平民出身の兵士は、忠誠の概念に乏しく、その後、近衛兵が反乱を起こしたことに、政府は衝撃を受けたのです。

陸軍は、もともとフランスの軍制をもとにしていました。そこで政府は、反乱の原因の一部を、フランス的な自由民権の思想にあると考え、自由民権とは違う、軍隊の統帥を権威づける思想体系を求めました。そうしてドイツ陸軍の原典をもとにして作ったのが「軍人勅諭」です。ドイツの原典で「神」となっているところを「天皇」で置き換えたのです。

「軍人勅諭」では、「朕は汝ら軍人の大元帥なるぞ」として「天皇が大元帥として直接軍の統率に当たること」が述べられ、「忠節・礼儀・武勇・信義・質素の5徳目」を掲げて「天皇への絶対服従」「上官の命令は、天皇の命令と同じと心得よ」「義は山よりも重く、死

### 軍人勅諭の構造

- ・ 前文
- ・ 「軍人は忠節を尽くすを本文とすべし」
- ・ 「軍人は礼儀を正しくすべし」
- ・ 「軍人は武勇を<sup>とうと</sup>尚うべし」
- ・ 「軍人は信義を重んずべし」
- ・ 「軍人は質素を旨とすべし」



は鳥の羽よりも軽いと覚悟せよ」が説かれていました。しかし、「捕虜禁止」のような事項は、取り上げられてはいませんでした。

また憲法発布（1889）に先だって「軍人勅諭」により「日本の軍隊は天皇の軍隊である」とし、「天皇親率の原則」を明確にしたことは、「統帥権が政府の外に独立する大権である」ことを天皇の名によって宣言したものでした。そして、日本軍は、その当初から、議会の関与から超越しており、国民軍隊ではないことにされていたのです。この勅諭が法令の形式を取らなかったことも、超法規的な天皇の絶対意志として最高の拘束力を発揮することに役だったわけです。

#### 【研究問題】

憲法発布後の 1890 年に教育勅語が公布されました。憲法発布以前の軍人勅諭は法令ではありませんでしたが、教育勅語は法令として出されたと思いますか。

予想

- ア 法令として出された
- イ 法令ではなかった

## 教育勅語

教育勅語にも大臣の副署はなく、法令の形式は取っていません。しかし、だからこそ、法令以上の存在として奉られたのです。法令ならば、議会で変えることができますが、超法規的な「天皇の意志」となれば、それは変更不可能で神聖なもの=聖典となります。かくして、日本は終戦も天皇でなければ、決めることができなくなっていたのです。

教育勅語は軍人勅諭と同じく、「日本の歴史をふまえれば、天皇は日本の歴史の象徴であり、臣である私たちが存在しているのは、そうした歴史=天皇が存在していたことに基づく」という理論展開で、軍人勅諭とともにイデオロギーで「天皇の臣民、天皇の軍隊、天皇の国」をつくりあげていきました。

## 【問題】

「軍人勅諭」は、徴兵によって兵士となった平民を念頭に置いたものでした。1871年の廃藩置県で藩の軍事力も解体した明治政府ですが、政府軍としてはわずか1万の規模しかありませんでした。征韓論の高まりと共に、政府は徴兵制によって国軍を充実させようとし、1873年1月、徴兵令が出されました。では、多くの国民は徴兵令をどのように受け止めたのだと思いますか。

## 予想

- ア 反発した
- イ 歓迎した
- ウ どちらとも言えない

## 血税

この徴兵制度では、「徴兵免除の者を除いて、満 17 歳から 40 歳までの男子全員を国民兵役の兵籍に登録し、満 20 歳の男子を徴兵検査と抽選によって 3 年の兵役に就かせる」制度でした。

国民兵役は「戦時における防衛軍としての地域軍」ですが、免役者以外の男子全員が自動的に服するものでしたが、国民に武器を持つことを許さない国で、国民軍ができるはずもなく、全くの形式的なものでしかありませんでした。

明治政府が志願兵による職業軍人制ではなく、徴兵制を採ったのは、何よりも金銭的な問題でした。職業軍人ならば、給与等すべてのめんどろを見なければなりません、「兵役は国民の義務」としてしまえば、負担は少なくて済むからです。そこで兵役は「血税」という言葉で表されました。まさに「戦場で血を流すことによって支払う税」のことです。

徴兵令が出されてから、それに反対する一揆が各地で起こりました。それは間違いなく、国民に新たな負担を求める「新しい税」であり、特に働き手を徴用される農村の反発が大きいものになったのです。徴兵を逃れたい人々は、「徴兵の抽選に外れるよう」に祈願したり、徴兵免除となるように策をこらしたりしました。当時は「合法的徴兵忌避マニュアル」がベストセラーになったほどなのです。

また、1896 年まで北海道には徴兵制が施行されず、本籍を北海道に移して兵役を免れる者が多々いました。徴兵は本籍地を元に行われていたからです。同様に、沖縄も 1898 年まで徴兵令は施行されませんでした。

【問題】

1873年の徴兵令では、適齢人口の8割が「徴兵免除」になっていました。では、どんなひとたちが「徴兵免除」になっていたのでしょうか。（徴兵の対象は男性だけです）

- ( ) 身長が低い者
- ( ) 身体障害者
- ( ) 戸主
- ( ) 長男
- ( ) 官吏
- ( ) 学生
- ( ) 前科がある者
- ( ) 父兄が病弱である者
- ( ) すでに兄弟が徴兵されている者
- ( ) 金持ち
- ( ) 学業成績優良者



徴兵検査の栞

徴兵検査を受ける青年の心得を解説したものの。

## 徴兵忌避

徴兵が免除されるのは、「身長5尺1寸未満の者、不具廢疾者、官吏、医科学生、海陸軍学校生徒、官公立学校生徒、外国留学者、医学生、一家の主人たるもの、嗣子、承祖の孫、独子独孫、養子、父兄病弱のため家を治める者、徒罪以上の罪科者（「兵役は国民の名誉ある義務」だから）、徴兵兵役中の兄弟がいる者、代人料270円を払った者」となっていました。270円というのは、当時かなりの金額（警官の初任給10円ほど）ですから、多くの方は、別の方法で徴兵を回避しようとしました。たとえば、明治12年に代人料を払ったのは、30人もいませんでした。



## 徴兵令を風刺した漫画

1879年(明治12)10月に発布された改正徴兵令を風刺したもの。その年の「団  
団珍聞(まるまるちんぶん)」12月6日号に掲載された「獅子舞と子供」である。日  
本の軍旗である旭日旗(きょくじつき)とラッパをもった徴兵令が獅子舞のようにね

りあるき、子供たちにはげまわる。その後ろには 270 円をお盆にのせてさしだす親の姿がみえる。当時は 270 円で徴兵は免除された。

川崎市市民ミュージアム Microsoft(R) Encarta(R) 2006.

当時、「官吏や学校生徒」などは、ほとんどが士族階級で占められていました。徴兵令では、有産階級と士族を免役としたのです。そこで、一般庶民が徴兵を忌避するもっとも一般的な方法は、逃亡でした。40 才になるまで逃亡していれば、兵役を免れることができました。また、戸籍の売買や改ざんも多く行われました。戸主や嗣子（跡継ぎの子）、養子になれば、免役となるのです。その頃の戸籍は、公選によって選ばれる戸長が管理していました。ほとんどの戸長は、江戸時代の庄屋や名主でしたから、地域住民の願いをむげに断るわけにも行かなかったのです。戸籍の改ざんには、「徴兵検査の年に、生まれた年を訂正して、対象者から外す」ということも多く行われました。

### 【問題】

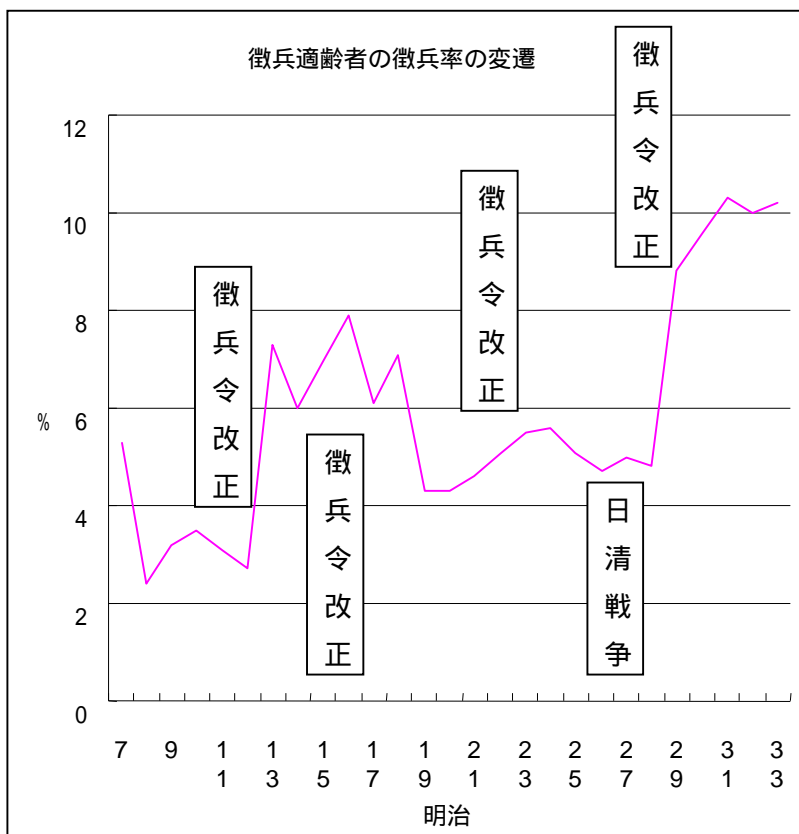
国民の徴兵忌避に対して、すぐに政府はどうしたと思いますか。

予想

- ア 厳しく取り締まった
- イ 徴兵令を改正した
- ウ 特に何もしなかった
- エ そのほか

## 貧乏くじ

たくさんの国民が不法に徴兵忌避をしても、政府は特に何もしてませんでした。というのも、政府は財政的な理由から、たくさんの常備軍を置くことができなかつたからです。そこで政府は、徴兵検査に合格した者の中から抽選によって、常備兵となる兵士を選びました。また欠員補充のため、抽選に漏れた者から、さらに抽選で補充兵（1年間欠員時の召集待機、実質的に「免除」と同じ、常備兵の半分以上）を選びました。このように、実際に兵士になった者は、徴兵検査合格者の5分の1以下でしかありません



でした。徴兵免除も入れて考えると、兵役を負担したのは、適齢人口の 30 分の 1 だったのです。

これは、国民にとって「兵役を課せられるのは運が悪い。まじめな貧乏人ほど、負担しなければならない」として不公平感が募るものとなりました。また、農村では「兵役に取られた者が帰郷すると、まじめに農業をやらなくなる」といわれていました。軍隊は、非生産的活動であり、非生産的労働は、生産労働への意欲や生活意欲を失った「兵隊上がり」を「生産」したのです。

また、兵卒の給与は、男工の 10 分の 1 以下でしかなかったので、経済的にも負担でした。

#### 【問題】

徴兵令を出した 6 年後の 1879 年、西南戦争と、近衛兵の反乱を経て、政府は徴兵令を大改正しました。今までの「現役 3 年+後備役(応召義務)4 年」だった兵役期間が「現役 3 年+予備役(訓練義務)3 年+後備役 4 年」に延長されました。では、兵役免除の規定は、どうなったと思いますか。

予想

- ア 免除規定が激減した
- イ 変わらなかった
- ウ 免除規定が増えた



## 兵役免除

兵役免除の規定は、「終身免役」「平時免役」「平時一年間徴集猶予」と細分化されました。終身免役は「痲疾不具の者、懲役1年以上の受刑者」だけに限定されましたが、「国民軍」の兵役（17～40才）以外が免除になる者は、「戸主、独子独孫、官吏、府県会議員、官公立学校教員、50歳以上の者の嗣子と養子、承祖の孫」であり、「平時に免役となる者」には、「50未満の者の嗣子と養子、学校生徒、陸海軍生徒、海軍雇い職工、医者、官立師範学校以上の卒業生、留学で2年以上の学科を修了した者、海員免許で船長、運転手、機関手の資格を持つ者、三年以上水夫をやっている者、公務死傷軍人の兄弟」で、「代人料270円支払った者」は「国民軍以外免役」であり、さらに「135円を支払った者」は「平時は国民軍以外免役」となっていました。代人料が下がったことにより、代人料による免役者が急増しましたが、それでも全国で年間5000名ほどでしかありませんでした。

「平時一年間徴集猶予」は、「海軍を志願する者、兄弟同時に徴兵にある者、陸海軍生徒の兄弟、父兄死亡などで本人を失えば一家の生計が成り立たなくなる者、官公立中学校で3年以上の課程を修了以上の生徒、師範学校で1年以上の課程を修了以上の生徒、学術修業や商用で外国に居る者、身長が基準に達しない者、病気の者、刑事被告となり裁判未決の者」となっていました。

まとめると、次のようになります。

免除されなくなった者	免除されるようになった者
なし。但し、制限付きになった条項多し。	府県会議長、副議長と議員 官公立学校教員 官立師範学校以上の卒業生

	海員免許を持つ者 海軍雇い職工 三年以上経験の水夫 公務死傷軍人の兄弟 代人料 135 円を支払った者 陸海軍生徒の兄弟（1 年間） 刑事裁判中の者（1 年間） 家計に支障を来す者（1 年間）
--	---

兵役免除者の一部に年齢制限，1 年間の期限，「戸主」などに条件（女戸主に入婿，絶家再興などはだめ）がつけられたものの，免役が拡大しているのです。また，この改正で「詐欺により徴兵を忌避する者，届け出を怠る者は，翌年優先的に入営させる」という「懲罰徴兵」条項が加わっていました。

**【問題】**

徴兵による士気の低い兵士に対する「戒め」として，明治 15 年(1882)に「軍人勅諭」が出されました。翌年，政府は，地方庁に徴兵のための兵事課を設けると共に，徴兵令を改正しました。

では，今度の変更で，徴兵令はどのように変わったのだと思いますか。徴兵免除の規定はどうなったのでしょうか。

予想

- ア 免除規定が減った
- イ 変わらなかった
- ウ 免除規定が増えた

## 明治 16 年の徴兵令

今回の改正により、「現役 3 年+予備役 3 年+後備役 4 年」だったものが、「現役 3 年+予備役 4 年+後備役 5 年」に延長されました。そして、徴兵免除は「廢疾不具」を除いて、すべて廢止されました。また代人料も全廢されました。免役のかわりとして、以下の者は「平時徴兵猶予」とされました。

- ・ 兄弟両方が徴集された場合のひとり
- ・ 公務死傷兵の兄弟
- ・ 60 歳以上の者の嗣子と承祖の孫
- ・ 戸主が一家の生計を営むことができないときの嗣子、承祖の孫
- ・ 戸主（徴兵忌避対策のための制限多し）

また、以下の者は、「該当する事情のある期間内は徴集猶予」とされました。

- ・ 教導職（国民教化のため任命された僧侶や神官）の最高位の職（= 教正）にある者
- ・ 官公立学校教員の職にある者（但し、小学校を除く官公立学校の卒業生に限る）
- ・ 官立大学本科生徒
- ・ 陸海軍生徒、海軍工夫
- ・ 身長が基準に達しない者
- ・ 病中病後で労役に堪えない者
- ・ 学業のため留学している者
- ・ 禁固以上の刑事被告人として裁判未決の者
- ・ 公権停止中の者
- ・ 官公立学校で 1 年修了以上の生徒（但し 6 年以内）

「猶予」といっても、実際は徴兵されないわけですから、「平時免役」と実質的にほぼ同じでした。これらをまとめると次の表のようになり、資産家などの免役をなくしたことが特徴です。

免除されなくなった者	免除されるようになった者
府県会議会議員 官吏 養子 海員免許を持つ者 家計に支障を来す者 60才未満の者の嗣子と養子 官立師範学校以上の卒業生 代人料を払った者	教導職の最高位（教正） 公権停止中の者

### 【問題】

この改正では、「17才以上の者は志願して兵役につける」という「志願制」が初めて取り入れられて、国民は徴兵されるのではなく、軍隊に志願できるようになりました。

また、「一年志願制」という制度も設けられました。では、この一年志願制の目的は何だったと思いますか。

予想

- ア 士官養成のため
- イ 徴兵制から志願制へ切り替えるため
- ウ 兵役免除のため
- エ そのほか

## 志願制

今回の改正で導入された「一年志願制」は、「士官養成」のためではありませんでした。した。この志願制は、「中学校卒業以上の者で、兵役期間中の経費は自弁（約 100 円）」という条件がありました。この徴兵令改正を検討しているとき、元老院では「300 円を納めた者も一年志願兵となれる」という条文を入れるように」との強い意見が出されたと言います。

つまりこの一年志願制は、「代人料を廃止する代わりに、金持ちは、兵役 1 年のみで良い」とする制度だったのです。だいたいこの制度を利用できる対象者は、全国で 5000 名もいませんでした。しかも、この徴兵令では「その技芸に熟達する者は、若干月の服務で帰休を命ぜられることもあるべし」となっており、期間短縮も想定されていたのです。

また代人料が廃止されたことで、嗣子となるための戸籍を買う相場も 270 円に跳ね上がり、資産家以外の国民に、徴兵忌避は不可能になっていきました。こうなると、あとは「抽選に当たらないように」と「徴兵よけ祈願」をするしかありませんでした。

それでも、徴兵制はしだいに「貧乏人も金持ちも平等に一兵卒として兵役に当たる」というようになってきました。これは、それまでの身分制社会の中で生きてきた人々にとって、身分の差がない軍隊生活は、驚きでした。そこでは、階級さえ上ならば、貧農の者がかつての領主に命令することができたのです。

それでも長期の兵役は、働き手を取られる農民にとって歓迎できるものではありませんでした。そこで国は、「徴兵された農家」を援助する仕組みを作り上げていきました。地方行政機関も、在郷軍人（現役を終えた者）の組織化を始め、様々な団体が作られ

ました。農村での伝統的な「若者組」も、国家によって「青年団」へと変えられていきました。そこでは規律ある集団活動が求められ、警防活動や軍事後援活動が行われました。

また、政府は、戸籍を管理する戸長を公選制から官による任命制へと変えて、戸籍改変による徴兵忌避を断とうとしました。

### 【問題】

明治 22 年(1889)、憲法が発布され、兵役が国民の義務として明記されました。また、憲法発布の直前に、徴兵令が大改正され、勅令ではなく、「法律第 1 号」の形式で出されました(名称は「徴兵令」のまま)。では、「1 年志願制」のような「金持ち免役策」は、改正でどうなったと思いますか。

予想

- ア そのまま残った
- イ さらに金持ちが免役されやすいようになった
- ウ 貧しい者が免役されるようになった
- エ みな平等になった

## 改正徴兵令

この改正徴兵令で大きく変わったのは、免役が大きく制限されたことです。それまでの平時徴集猶予制は全廃され、徴集延期制が導入されましたが、該当者は「官公立師範学校以上の学生生徒（卒業まで徴集延期、但し 26 才まで）」「留学生（帰国するまで、但し 26 才まで）」「身長がまだ基準に達していない者（翌年度再検査）」「病中病後でまだ現役に耐えない者（翌年度再検査）」「公権停止など拘留中の者（事故やむまで）」そして「徴集すれば家族が自活できない者（3 年間以上続くときは免役）」だけでした。

この改正で「1 年志願制（予備 2 年，後備 5 年）」は、「予備将校育成」という目的にされました。中学校卒業以上（私立でもよくなった）が要件でしたが、学歴がない場合も「陸軍試験委員の試験」に合格することで良いことにも成り、また「費用全額負担が無理な場合は、その一部を官給とすることもある」となりました。しかし、「資産家優遇策」であることには、変わりがなく、この制度に志願した者の多くは、「最後の終末試験に、わざと落第して将校にはならず、予備役に入る」という方法を選んでいました。

徴兵令で「貧困者」が免役となったのは、初めてのことでしたが、元老院での審議では「この改正では富者に負担が重くなる」という意見が出ていました。

免除されなくなった者	免除されるようになった者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 兄弟両方が徴集された場合のひとり</li><li>・ 公務死傷兵の兄弟</li><li>・ 60 歳以上の者の嗣子と承祖の孫</li></ul>	貧困者

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸主が一家の生計を営むことができないときの嗣子，承祖の孫</li> <li>・ 戸主</li> <li>・ 教導職</li> <li>・ 官公立学校教員の職にある者</li> <li>・ 陸海軍生徒，海軍工夫校教員</li> </ul>	
---	--

この徴兵令が矛盾していたのは、「重罪を犯した者は兵役を許さず」としておきながら、「詐欺により徴兵忌避をした者は重罪に処し、その後、優先して徴集する」とされたことです。

**【問題】**

この改正で学校教員は免役から外されましたが、小学校教員には、別の新しい制度が適用となりました。それはどんな制度だったと思いますか。

予想

- ア 「1年志願制」のような優遇制度
- イ 訓練よりも思想教育に重点を置いた制度
- ウ 一般の徴兵よりも期間が長い制度
- エ そのほか



## 6 週間現役制

教員の免役が廃止されたのを受けて文部大臣の森有礼は、「半年現役制」を徴兵令に盛り込みました。それは「26才以下の官立公立師範学校卒業生は、志願により、半年間の現役、予備役7年、後備役3年」という制度でした。しかし、「費用は学校持ち」とされたため、現実には実施されませんでした。

そこで同年11月に徴兵令は一部改正され、「17～26才の官立公立師範学校の卒業生で官公立の小学校の教職にある者は、志願によって6週間の兵役。現役後は国民兵役（以前の国民軍）。費用は官費」という制度が適用になりました。つまり「小学校教員は教育実習のような短期の兵役だけで良い」とされたのです。

実際に、この制度は「教育実習」でした。軍隊式師範学校教育の総仕上げとして、軍隊生活を実習させ、未来の兵士である子どもたちの教育に当たらせるのが目的だったのです。

そのため、6週間現役兵は、一般兵とは違う部屋が提供され、被服も上等のものが支給され、特別待遇を受けました。かくして金持ちよりも優遇された教師は「軍隊はよいところである」と子どもたちに説くのでありました。そして、その翌年には教育勅語が出されました。

国民皆兵を目指した徴兵令でしたが、徴兵検査にも出自の違いによる差が出ていました。甲種合格となるのは、労働者階級の者に多く、高学歴者に多い、筋骨薄弱や近視の者は、甲種合格とはならなかったため、現役に徴集されずに国民兵役とされて、実質的に免役だったのです。

【問題】

もともと徴兵令には、海軍兵徴兵についての規定がありませんでした。では、海軍は、どうやって兵士を集めていたのでしょうか。

予想

- ア 海軍独自の徴兵をしていた
- イ ほとんどが志願兵だった
- ウ ほとんどが職業軍人だった
- エ そのほか



徴兵検査の様子

## 帝国海軍

最初の徴兵令には、海軍兵徴兵についての規定は一切ありませんでした。海軍はもともと陸軍の4分の1以下の兵力でしたし、そのほとんどが徴兵令とは別の「海軍志願兵徴募規則」による志願兵で成り立っていたからです。

明治16年の徴兵令大改正で、「今後は海軍も志願兵だけでは不足するかも知れない」との危惧から、「海軍兵は、沿岸地方、島嶼地域から、所要の人員を徴集することになりましたが、その必要は、ほとんどありませんでした。なぜなら、海軍に入るには、志願して数倍の倍率の試験に合格しなければならないほどだったのです。

海軍人気の秘密は、「行軍がない」「私的制裁禁止」など待遇がよい(実際は私的制裁があった)などの理由もありましたが、「海軍で技術を身につけると、除隊後にそれを生かせる」という職業訓練的なものだったのです。たしかに海軍では、操船など機械の扱いが訓練の中心でした。また、海軍で現役除隊後に、応召されることは昭和18年までありませんでした。

憲法発布直前の徴兵令大改正では、兵役期間を陸軍と海軍とで、次のように異なっていました。これも、「海軍での技術を身につけるには長い期間が必要」という理由でした。

陸軍	海軍
現役 3年	現役 4年
予備役 4年	予備役 3年
後備役 5年	後備役 5年

海軍志願者は、恐慌などにより増える一方で、倍率が10倍を超えたこともあったのです。日中戦争以降、海軍も志願兵だけでは、

足りなくなって、ようやく徴兵するようになりましたが、海軍が徴兵するには、陸軍大臣との協議が必要で、協議が成立しないときは、海軍は徴兵できなかったのです。

【問題】

捕虜の問題に戻りましょう。明治 27 年 (1894), 近代日本として初めての対外戦争である日清戦争を始めました。戦時国際法としては、1874 年に 15 かが署名してブリュッセル宣言が出されていました。しかし批准した国はなく、日本はその会議に参加もしていませんでした。

では、日清戦争において、日本は、捕虜をどのように扱ったと思いますか。

予想

- ア ブリュッセル宣言に基づいて遇した
- イ 虐待したり虐殺したりした
- ウ そのほか

徴兵忌避マニュアル本



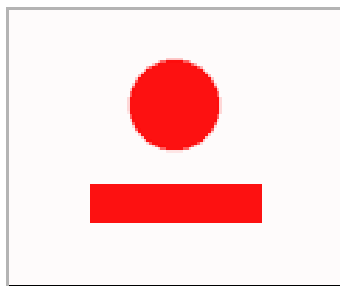
## ブリュッセル宣言

ブリュッセル宣言は戦時国際法の制定を目指したもので、「禁止事項」として「兵器を捨て又は自衛の手段尽きて降を乞える敵を殺傷すること」「助命せざる（降伏を認めない）を宣言すること」とありました。

宣戦の詔書には、「国際法に従って戦え」という文句がありましたが、日本は「ブリュッセル宣言の精神を遵守する」と表明して、捕虜を人道的に扱ったのでした。もっとも旅順占領の際、住民の抵抗激化に対して、日本軍は虐殺で応じ、世界中から非難されました。その後、司令官が「敵は軍人だけであり、人民は敵視しない。軍人といえども、降るものは殺すべからず」と訓示し、捕虜を厚遇しました。日本は 2000 名弱の清国捕虜のほとんどを日本本土の収容所（多くは寺院）に収容しました。収容所内での捕虜の行動は自由で、労役も課されず、日本兵と同じ給与と食費を与えられて自炊していました。

また、捕虜の返還に際しては、清国に対して、下関講和条約の中に「送還する俘虜に虐待を加えたり罪を問うことをしたりしないこと」という条文を入れさせていたほどでした。

戊辰戦争のとき、日本人が負傷者や投降者を惨殺しているのを見た、外国人は「非文明的である」と非難しました。そこで近代



化を急ぐ日本は、国際法に従おうとしたのです。続く西南戦争の時には、佐野常民により日本赤十字社の前身である博愛社が創立されています。

博愛社の標章

### 【問題】

では、日本兵捕虜はどうだったのでしょうか。大東亜戦争では、日本兵捕虜は、ドイツ兵捕虜と比べても、とても少ない数しかいませんでした。では、日清戦争の時は、どうだったのでしょうか。清国兵捕虜約 2000 人に対して、日本兵捕虜はどれぐらいいたと思いますか。

予想

- ア 同じぐらい
- イ 半分以下
- ウ もっと多い



神奈川県立歴史博物館所蔵/鎗合泰三撮影

### 旅順口での戦闘

1894年(明治27)11月21日未明、日本軍第2軍は清国海軍基地のある旅順の総攻撃を開始、同日中に占領した。清国艦隊はすでに威海衛に後退しており、敵の反撃は少なかった。

## 日本兵捕虜 1 名

戦場にて日本軍司令官は、次のように訓示していました。「敵国は残虐であり、捕虜になれば虐殺される。生け捕りになるよりも潔く死んで、日本男児の名誉を全うすべし」事実、戦争終結後に帰還した日本人兵捕虜は 1 名だけでした。それ以外の捕虜については、清国は「脱走したか、殺害された」と回答しています。これは、清国中央政府の命令が、末端部隊にまでは行き渡っていなかったことも原因でした。

日清戦争では、日本は国家予算の倍の戦費を使いました。国力や武力から言っても、無理な戦争だったのです。しかし、日本は、この戦争に勝ってしまったため、「戦争の勝敗は、兵器でも数でもない、精練の兵なら 10 倍の敵を破る」という精神主義的傾向が、「戦争の結果」という事実を元に、もてはやされるようになっていきました。そして、明治維新以来の天皇制が確立したのです。

1900 年には、陸海軍大臣が現役武官制となり、1907 年には「軍事に関する勅令には軍部大臣の副署だけで首相の副署は必要ない」という「軍令」が制定され、政府は軍や戦争方針に関与できなくなり、文民統制は消滅していきました。

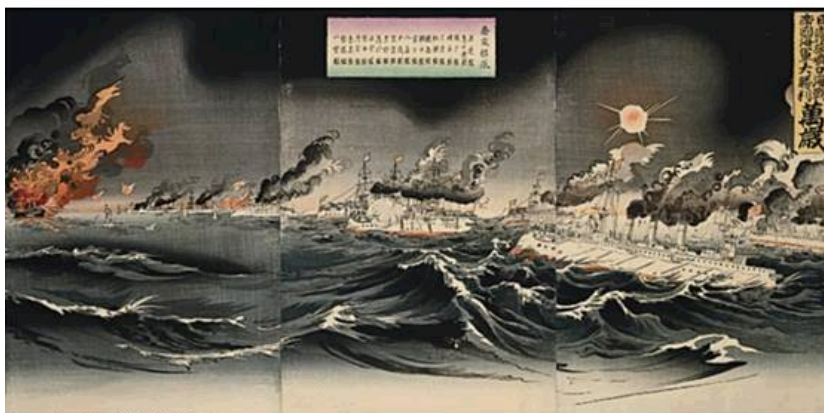
### 【問題】

1899 年、第 1 回ハーグ平和会議が開かれ、日本も参加しました。そこでは、戦時国際法であるハーグ陸戦条約が採択され、「捕虜の人的扱い」も規定されていました。

では、明治 37 年（1904）の日露戦争で、日本はロシア兵捕虜（8 万人）をハーグ条約に基づいて人道的に扱ったと思いますか。

予想

- ア 人道的に扱った
- イ 虐待や虐殺をした
- ウ なんともいえない



マスコロ画工美術館蔵

### 日露戦争での初めての戦闘「旅順口海戦」

1904年(明治37)2月4日に開戦をきめた政府の出撃命令をうけ、連合艦隊主力は6日に佐世保港を出た。8日の深夜、駆逐艦隊が旅順港口に接近し、暗闇(くらやみ)の中で旅順港口近くのロシア艦隊を魚雷で奇襲攻撃。戦艦2、巡洋艦1を大破させた。連合艦隊は翌日、港内へ砲撃をくわえたが、ロシア艦隊は港内から出撃せずに応戦、決定的な海戦はおこなわれなかった。連合艦隊は、24日以降、旅順港の入り口に古船をしずめ、ロシア艦隊を閉じこめてしまう旅順港閉塞作戦を展開する。小国政(こくにまさ)の大判錦絵(6枚続き)「日露旅順口海戦帝國海軍大勝利万歳」(1904)より。



## 日本側の待遇

日露戦争開戦の詔勅にも、日清戦争の時と同じく「国際法条規の範囲において戦え」と明記されていました。また政府は、開戦と同時に、陸軍省内に俘虜情報局を設置（当時、捕虜のことを公式には俘虜としていた）、全国 29 か所に收容所も作ったのです。さらに「捕虜は博愛の心をもってこれを取り扱う」を主旨とする「陸軍俘虜取扱規則」「俘虜取扱細則」「俘虜労役規則」「俘虜自由散歩及民家居住規則」など関連法令も整備しました。

日本全国の捕虜收容所に收容されたロシア兵捕虜に対する日本側の好遇ぶりは、温泉入浴や遊郭の世話まであり、ロシア側から称賛され、戦後には政府に感謝状が届けられるほどでした。

## 【問題】

日露戦争でのロシア兵捕虜は 8 万人ほどでした。では、日本兵捕虜はどれぐらいいたのでしょうか。ロシアもハーグ条約を守ることを宣言していました。

## 予想

- ア だいたい同じ
- イ 半分以下
- ウ 2 倍以上

## 日本兵捕虜

日本兵捕虜の数は2000人ほどで、ロシア兵捕虜の3%以下でした。ロシアもハーグ条約を遵守しており、捕虜の待遇も悪いものではありませんでした。さらに日本は、米国を通じてロシアに「捕虜の待遇を改善するように」と要求していましたし、国際赤十字社を通じて、捕虜に家族からの手紙などを届けていました。

### 【問題】

日露戦争で、日本の捕虜となったロシア軍将校は、帰国後、軍法会議などかけられました。それでは、帰国した日本軍将校捕虜は、どのように扱われたと思いますか。

#### 予想

- ア 軍法会議にかけられた
- イ 除隊させられた
- ウ 勲章をもらった
- エ なんともいえない



**東郷平八郎** 戊辰戦争(1868～69)に従軍後、海軍士官となる。イギリス留学後、イギリス仕込みの新知識で明治期の帝国海軍の発展に貢献した。日露戦争の日本海海戦(1905)でバルチック艦隊をやぶり、国民的英雄になった。「百発百中の砲一門は、百発一中の砲百門に匹敵する」として、精神鍛錬を説いた。

## 捕虜将校の扱い

ロシアは、旅順で降伏したステッセル將軍らに軍法会議で死刑を宣告しました（後に減刑）。また、重傷を負ってとらわれた提督も軍法会議にかけられました（無罪）。では、日本の将校捕虜はどういう扱いを受けたのでしょうか。

日本は帰還捕虜を「俘虜帰還者取扱規則」に従って取り扱いました。つまり、審問会議を開いて「軍法会議に送るべきかどうか」が決められたのです。その会議では、主に士官の責任が問われました。そこでは「捕虜になったことが問題ではなく、どのような状態で捕虜になったか、責務は果たしたのか」が問題とされました。そこで、軍功などによっては、勲章を授与されたものもいました。スパイ活動中に捕虜になった少佐は、軽謹慎 30 日のあと、勲章を授けられ、後に少将にまで昇進しました。また旅順で重傷の後捕虜になった 16 名は、帰還後東郷長官より、時計などを贈られました。

陸軍も海軍も「捕虜になった将校は、自刃しなかったので、軍法会議へ付すべき」と審問会議で判断されましたが、陸軍大臣が「陸軍刑法に当たらないので、行政処分とする」と判断し、海軍大臣も「行政処分とする」と決定しました。そして行政処分とされた将校は、降格、免官となったのです。

ロシアの降伏勧告を拒否して撃沈された輸送船の指揮官と同乗していただだけの士官も、免官となり、不名誉除隊とされました。

### 【問題】

日露戦争で捕虜になった士官の 4 分の 1 が、降格や不名誉除隊

の処分を受けましたが、兵卒のほとんどは、罪を問われることはありませんでした。では、国民の多くは、捕虜になった将兵に、どんな反応を示したと思いますか。

予想

- ア 英雄として扱った
- イ 「恥」とされた
- ウ 特別な反応はなかった
- エ なんともいえない



毎日新聞社

## 二〇三高地占領前のロシア軍

二〇三高地は、日本軍にとって旅順攻略の最重要戦略拠点だった。乃木大将ひきいる第3軍は、1904年(明治37)8月に旅順要塞の攻撃をはじめたが、大きな犠牲を出しながらも正面からの攻略はならなかった。12月5日の二〇三高地占領によって、港内の艦隊攻撃ができるようになったばかりか、頑強な要塞の切り崩しの端緒をつかむこととなった。旅順攻略戦は、翌年1月1日ようやくおえた。

## 社会的制裁

日本兵捕虜の帰国に際し、ベルリンではドイツ皇帝皇后の名代が花束やタバコの贈り物を差し入れました。途中に立ち寄ったシンガポールでは、日本人居留民による「日の丸」行列と祝砲で歓迎されました。捕虜たちは、日本に着いてからも、停車駅ごとに盛大な見送りと差し入れを受けました。しかし、国民の反応は、変化していきました。

日露戦争で日本は、日清戦争の8倍もの戦死者(戦病死者含む)を出し、戦費は、日清戦争の3倍以上の国家予算の7年分でした。しかし、賠償金を得られない講和条約の内容に、国民は納得せず、暴動まで起きていました。困窮した国民生活の不満は、捕虜になった兵士にも向けられました。「軍人はお国に養ってもらっているのだから、捕虜となったものは厳しく罰せられるべき」とする主張が主流となっていたのです。

「義務を果たした後で捕虜になることは不名誉ではない。もし捕虜となるのであれば、留学したと思って相手国を研究することこそが人間の道」と主張した学者は、与謝野晶子らの「非戦論」以上に大衆の反撃を受けました。

軍隊でも、捕虜になった将校に対して、下級の兵士は敬礼を拒否するなど、捕虜になった者は「村八分」状態でした。実際、農村では、捕虜の帰還を称賛するところもありましたが、多くは、家族がイジメに遭うなど、一族ごと「村八分」の状態でした。「離村勧告」を突きつけられたり、村では生活できず、乞食になる者までいたのです。

新聞では、戦場の息子に送った「捕虜は恥だと聞いているから、万一の時は速やかに自殺を」とする母の手紙が称賛され、「息子が

捕虜になった」と聞いて自殺した前代議士も「美談」として取り上げられました。

捕虜になった者の中には、大衆の反応を聞いて、帰国せずに台湾、朝鮮、満州などに移住する者も少なくありませんでした。日清戦争での唯一の捕虜も、帰国後、徳島県から北海道へ移住していました。

### 【問題】

日露戦争の結果、日本軍は、兵士の数、武装に劣るだけでなく「精神的にも弱い」ということが明らかになりました。日本軍は攻撃には強いものの、防御戦には弱く、指揮官を失った退却戦では混乱状態に陥り、潰走する傾向があることが分かったのです。

そこで、軍は、軍隊教育の方針をどのように変更したと思いますか。

予想

- ア 精神力の強化を中心にした
- イ 戦術訓練を中心にした
- ウ 退却することや捕虜になることを罪とした
- エ 合理性を養うことにした

## 日露戦争の教訓

日露戦争史編纂に当たり、軍は「日本兵は精神的にはあまり強くない。しかし、このことを戦史に書き残すことには、弊害がある。故に精神力の強かった面を強調し、そのことを軍隊教育に強く要求する」としました。

かくして日露戦争の勝因は「日本兵は精鋭であり、忠勇であるから勝てた」ということになり、「敗戦国になると悲惨なことになる。だから断じて負けてはいけない」と「必勝」が要求されるようになりました。

改正された軍の教科書である『歩兵教程』や『歩兵総典』では、「いかなる場合も弾薬は数発を最後まで残しておくべき、敵の惨殺に合う前に潔く自殺をなすため」「古来より戦争において死は誉れ、生を恥とする大和魂、武士道を継承するものである。断じて捕虜になるような大恥辱大卑怯の行為あるべからず」とされ、「負傷兵の前線からの撤退や、重傷戦友の後送」も「卑怯の行為」として禁止されました。これらの真の目的は、「兵の潰走を防ぐため」でしたが、「武士道」を持ち出して教育されたのです。

そして、徴兵制により兵士となった平民は、それを「武士の規範」として誇らしく受け入れていったのでした。軍隊は身分的には平等の社会でしたが、そこではかつての農民が「武士」になることができたのです。

1914年には、「退却時に重傷者を衛生兵と共に敵軍の保護に委ねることを認めていた規定」が削除され、自決が暗に強要されるようになりました。

この頃、「戦友」という厭戦的な歌が、軍の嫌悪にも関わらず、大流行しました。その内容は「軍律により、戦闘中に負傷した戦

友を、介抱することなく、見捨てて前進したが、戻ってきたときはすでに死んでいた」というものでした。

戦 友

真下飛泉

ここはお国を何百里 離れて遠き満州の  
赤い夕日に照らされて 友は野末の石の下  
思えばかなし昨日まで 真先駆けて突進し  
敵を散々懲らしたる 勇士はここに眠れるか  
ああ戦の最中に 隣りに居ったこの友の  
俄かにはたと倒れしを 我はおもわず駆け寄って  
軍律きびしい中なれど これが見捨てて置かりょうか  
「しっかりせよ」と抱き起し 仮纏帯も弾丸の中  
折から起る突貫に 友はようよう顔あげて  
「お国の為だかまわずに 後れてくれな」と目に涙  
あとに心は残れども 残しちゃならぬこの体  
「それじゃ行くよ」と別れたが 永の別れとなったのか  
戦すんで日が暮れて さがしにもどる心では  
どうぞ生きて居てくれよ ものなど言えと願うたに  
空しく冷えて魂は くへ帰ったポケットに  
時計ばかりがコチコチと 動いて居るも情なや  
思えば去年船出して お国が見えなくなった時  
玄海灘に手を握り 名を名乗ったが始めにて  
それより後は一本の 煙草も二人わけてのみ  
ついた手紙も見せ合うて 身の上話くりかえし  
肩を抱いては口ぐせに どうせ命はないものよ



死んだら骨を頼むぞと 言いかわしたる二人仲  
思いもよらず我一人 不思議に命ながらえて  
赤い夕日の満州に 友の塚穴掘ろうとは  
くまなく晴れた月今宵 心しみじみ筆とって  
友の最期をこまごまと 親御へ送るこの手紙  
筆の運びはつたないが 行燈のかげで親達の  
読まるる心おもいやり 思わずおとす一雫  
・明治・・年・

#### 【問題】

日露戦争後の 1907 年ハーグで 2 回目の会議が行われ、改正されたハーグ条約（戦時国際法）に日本も署名しました。しかし、日本はその批准に当たり「第 44 条を除いて批准」することにしました。

では、その第 44 条はどんな規定だったのでしょうか。

予想

- ア 捕虜の人道的な取り扱い
- イ 兵士に「捕虜の心得」を教育すること
- ウ そのほか

## ハーグ条約

日本が批准を拒否した第 44 条は、「占領地の人民を強制して、敵対行動に参加させたり、軍の情報を得ようとしたりしてはいけない」というものでした。

そして、その他の条項については、捕虜に関するものを含めて、日本はすべて批准したのです。

第 4 条	戦争捕虜は敵対した国家の手に委ねられる。捕まえた兵士や軍団の手ではない。 戦争捕虜は人道的に取り扱われねばならない。 武器、馬、軍事文書を除いて個人的財産は引き続き捕虜のものである。
第 7 条	戦争捕虜を得た政府は、捕虜を維持する義務を負う。 交戦各国の協定が成立した場合、戦争捕虜は管理している国の兵士と同様の食事・住居・被服が与えられる。
第 9 条	全ての戦争捕虜は尋問された際、真実の氏名と階級を名乗る義務がある。

(ハーグ陸戦規定の一部)

### 【問題】

徴兵令改正と、日清、日露戦争を経て、国民はより徴兵を忌避するようになったのでしょうか。それとも協力的になったのでしょうか。

予想

- ア 徴兵忌避が多かった
- イ 徴兵に協力的になった
- ウ なんともいえない

## 本音と建て前

日露戦争後、政府は各地の在郷軍人会を全国組織へと統合しました。在郷軍人会は、青年団とも連携し、軍隊予備教育、射撃会、徴兵歓送迎会、国家の記念式典への参加などを執り行い、地域社会は国家によって再編成されていきました。

また徴兵検査は、社会において「徴兵検査合格で一人前の男」という「通過儀礼」的な性格を持ち始めました。通過儀礼であるからこそ、入隊が決まっても、抽選に外れても、受検者に対する挨拶は「おめでとう」でした。若者たちは、紋付き袴を新調して、集落ごとに記念写真を撮って、徴兵検査に臨んだのです。

この「通過儀礼」は、若者たちに「徴兵検査までは性交渉を避ける」という傾向も生じさせました。性病持ちでは、通過儀礼を通れなかったのです。かくして、若者たちは、徴兵検査後すぐに売春宿へと駆け込み。性病持ち兵士は、少なくありませんでした。

また現役後帰郷してからも、農村では軍隊の階級が大いにものを言いました。貧農であっても、上等兵や下士官で帰郷すれば、青年訓練所の指導員、消防団の幹部、軍人会の分会長、村会議員と成り得たのです。この社会構造の変化も、「身分社会の崩壊」として、歓迎されたのです。

入隊時や帰郷時には、村中が花火を合図に幟をあげ軍歌で村はずれまで行進しました。また留守中の生活も、村が支えたため、徴集兵は、帰郷時には多額の除隊土産（軍は自粛を要求）を買うのがふつうでした。

しかし、国民の本音は、徴兵忌避でした。徴兵令の改正で、免役は不可能になり、徴兵を避けるには、「甲種合格にならないこと」か「抽選に外れること」が必要でした。そこで、「タマゴを耳に入

れて中耳炎装う」「醤油を飲んで心臓病を装う」「角膜を故意に傷つける」「魚の鱗を目に貼り付ける」「指を長期間しばっておき変形させる」などの手段が多く用いられました。また徴兵検査が決まると、村では山ごもりをしました。それは建前上「武運長久を祈って」とされていましたが、実質は「徴兵忌避祈願」の行為であり、出征してからは「弾丸よけ祈願」でした。しかし、それを口に出して言うことがなくなっていたのです。だから、「名誉ある戦死を遂げられ、誠におめでとうございました」「息子もこの様な死を望んでいました。家族も陛下の偉大なるご恩に報いるとができたことを感謝しております」という会話が交わされたのです。

「軍事救護法」が施行され、「現役兵の留守家族に一日 60 銭を上限とする援助」が与えられるようになっても、「貧民」と言われるのが嫌で申請しない家族が多数でした。日本人は、「まわりの目が気になる」のです。

## つづく

NHK の番組を見て「これはすごい、簡単にまとめよう」と思ったのが、始まりでしたが、いつものように「わからない能力」が大いに発揮されて、100 ペ以上のもになってしまいました。しかし、未だに徴兵制のことがよくわかりません……。サークルでは、みなさんも、戦前の日本のことを間違っってイメージしていたことが明らかになりました。戦後教育の成果だなあ。

## 典拠文献

- 帝国陸軍「軍隊手帳」復刻版 発行所 発行年 不明  
松下芳男『徴兵令制定史』増補版，五月書房，1981，もともとは1942年発行  
ルース・ベネディクト『菊と刀 日本文化の形』講談社学術文庫 2005，最初の出版は1958  
森木勝『カウラ出撃』今日の話題社，1972  
ハリー・ゴードン著，豊田穰訳『俎上の鯉』双葉社，1979  
森木勝『暁の蜂起 豪州カウラ収容所』国書刊行会 1979  
大江志乃夫『徴兵制』岩波新書，1981  
中野不二男『カウラの突撃ラッパ』文春文庫，文藝春秋，1991，単行本は，1984  
三国一朗『戦中用語集』岩波新書 1985  
山中恒『子どもたちの太平洋戦争』岩波新書，1986  
高原希國『カウラ物語』自費出版，1987  
御田重宝『東部ニューギニア戦 全滅篇』講談社文庫 1988  
東京裁判ハンドブック編集委員会『東京裁判ハンドブック』青木書店 1989  
板倉聖宣ほか『日本の戦争の歴史』仮説社，1989  
永瀬隆ほか『カウラ日本兵捕虜収容所』青木書店 1990  
粟谷憲太郎『東京裁判への道』NHK 出版 1994  
粟谷憲太郎ほか『戦争責任・戦後責任』朝日選書 1994  
山田真美訳，ハリー・ゴードン『生きて虜囚の辱めを受けず』清流出版 1995  
ジョン=G=ルース『スガモ尋問調書』読売新聞社，1995  
加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館 1996

- 秦郁彦 『日本人捕虜』 上下，原書房 1998
- 喜多村理子 『徴兵・戦争と民衆』 吉川弘文館 1999
- 河野 仁 『“玉砕”の軍隊、“生還”の軍隊 日米兵士が見た太平洋戦争』 講談社選書メチエ 2001
- 吉田裕 『日本の軍隊』 岩波新書 2002
- 一ノ瀬俊也 『明治・大正・昭和 軍隊マニュアル 人はなぜ戦場へ行ったのか』 光文社新書 2004
- 板倉聖宣 「週刊朝日百科 94 日本の歴史 近代 I-4 学校と試験」 新訂増補 2004,朝日新聞社
- ウルリック ストラウス 『戦陣訓の呪縛 捕虜たちの太平洋戦争』 中央公論新社,2005
- 山田真美 『ロスト・オフィサー』 スパイス 2005
- NHK 番組 「カウラの大脱走」 2005

#### 参考文献

- 小松原亮 『捕虜第1号』 文庫社 1946
- 映画 「戦場にかける橋」 デビッド・リーン，1957
- 浅田晃彦 『秘録 カウラの暴動』 金剛出版 1967 小説
- 小山俊一 「カウラの死臭」 『試行』 No.11，試行出版部 1968
- 映画 「戦場のメリークリスマス」 大島渚，1983
- 土屋康夫 『カウラの風』 KTC 中央出版 2004